

別表（第3条関係）

事業区分	事業細目	交付対象経費		補助額
		経費区分	内容	
1 新商品・新技術開発事業	(1) 商品又は新技術の研究開発（試作、デザイン研究開発等を含む。）に係る事業 (2) 新商品又は新技術の研究開発に係る調査分析事業 (3) 既存商品又は既存技術に係る調査分析事業 (4) 中小企業者等の技術の高度化に関する事業	謝金	専門家謝金 講師謝金	補助事業に要する経費から寄付金その他収入額を控除した額の2分の1（成果や事業化が特に期待できる場合は3分の2）に相当する額以内の額とし、100万円を限度とする。
		旅費	専門家旅費 講師旅費 職員旅費	
		研究開発費	研究開発に必要な原材料費 機械器具の購入・製造・改造・借用又は修繕に要する経費 外注費 技術コンサルタント料 構築物の購入・建造・改造・借用又は修繕に要する経費	
		その他経費	会議費 会場借用料 印刷製本費 通信運搬費 広告宣伝費 消耗品費 賃金 機器リース料	
		委託費	調査・研究委託費	
2 事業化促進事業	(1) 新商品又は新技術を開発し、事業化を促進する事業 (2) 事業化を促進するための広告事業	謝金	専門家謝金 講師謝金	補助事業に要する経費から寄付金その他収入額を控除した額の2分の1に相当する額以内の額とし、100万円を限度とする。
		旅費	専門家旅費 講師旅費 職員旅費	
		その他経費	会議費 会場借用料 印刷製本費 通信運搬費 広告宣伝費 消耗品費 賃金 機器購入費 会場整備費 機器リース料	
		委託費	調査委託費	
3 販路拡大促進事業	(1) 展示会の開催又は見本市への参加事業 (2) 専門コンサルタントの委嘱等により行う販路拡大促進に関する調査及び指導事業 (3) 新商品等の販路拡大促進のための広告事業	謝金	専門家謝金 講師謝金	補助事業に要する経費から寄付金その他収入額を控除した額の2分の1に相当する額以内の額とし、50万円を限度とする。
		旅費	専門家旅費 講師旅費 職員旅費	
		その他経費	会議費 会場借用料 印刷製本費 通信運搬費 広告宣伝費 消耗品費 賃金 機器購入費 会場整備費 機器リース料	
		委託費	調査委託費	
4 人材育成事業	(1) 公的産業支援機関等が経営者等を対象に行う経営手法及び営業手法の研修等に参加する事業	研修参加費	負担金（旅費、宿泊費、懇親会費を除く。） テキスト代	補助事業に要する経費から寄付金その他収入額を控除した額の3分の1に相当する額以内の額とし、10万円を限度とする。

次に掲げる経費は、補助対象とはなりません。

生産設備としての使用を目的とした機械設備。事務用消耗品